平成２２年（フ）第８２号
長崎県長崎市千歳町17番６号　花ムラビル201、開始決定時の住所長崎県長崎市花丘町19番16号
破産者　前田正二郎
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８３号
長崎県長崎市千歳町17番６号　花ムラビル201、開始決定時の住所長崎県長崎市花丘町19番16号
破産者　前田　文子
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

平成２１年（フ）第３１５４号
札幌市南区真駒内194－１
破産者　株式会社広木造園土木
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５号
岐阜県大垣市浅草１丁目334番地１
破産者　キャピタルアーク株式会社
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第４７２号
静岡県磐田市下万能157番地
破産者　株式会社安藤
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２０年（フ）第１２１８号
京都市伏見区醍醐高畑町１番地
破産者　株式会社ミヤタフーズ流通
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２号
山形県酒田市麓字荒町58番地の６
破産者　佐藤　　正
１　決定年月日　平成22年８月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第４４７号
岩手県北上市和賀町横川目33地割９番地５
破産者　名須川　登
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１０５９号
横浜市金沢区能見台３丁目51番地１　ふれあいの街Ｊ棟303号
破産者　高橋　裕子
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５１号
神奈川県平塚市根坂間694番地の11
破産者　伊藤奈々子
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第３６７号
岩手県九戸郡洋野町種市第72地割86番地９
破産者　松原　勝明
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６００号
岩手県奥州市胆沢区小山字道場24番地６
破産者　小野寺テイ子
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６０２号
岩手県奥州市胆沢区小山字道場24番地６
破産者　小野寺良子
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成１７年（フ）第１７０６号
高知市入明町８番17号、開始決定時の住所高知県南国市上末松308番地
破産者　中内　康賀
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成１７年（フ）第１７０７号
高知県香美市香北町岩改873番地、開始決定時の住所高知県南国市上末松308番地
破産者　中内　壽子
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２０年（フ）第８１３号
高知県香南市夜須町坪井83番地14
破産者　南野　信幸
１　決定年月日　平成22年８月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４４号
神奈川県横須賀市吉井３丁目10番12号
破産者　酒井眞知子
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２８号
新潟県阿賀野市保田4204番地１
破産者　長谷川キミ
１　決定年月日　平成22年８月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部